

第百六十二回 参議院 農林水産委員会 會議録 第五号

平成十七年三月二十二日(火曜日)

午後零時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中川 義雄君
理事 岩永 浩美君
田中 直紀君
羽田雄一郎君
和田ひろ子君

委員

加治屋義人君
岸 信夫君
小泉 昭男君
小齊平敏文君
常田 享詳君
野村 哲郎君
小川 勝也君
小川 敏夫君
主濱 了君
沢木 マチ子君
松下 新平君
谷合 正明君
福本 潤一君
紙 智子君

衆議院議員

農林水産委員長 山岡 賢次君

國務大臣

農林水産大臣 島村 宜伸君

副大臣

農林水産副大臣 常田 享詳君

大臣政務官

農林水産大臣政務官 加治屋義人君

事務局側

常任委員会専門 高野 浩臣君

本日の會議に付した案件

○山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川義雄君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、島村農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。島村農林水産大臣。

○國務大臣(島村宜伸君) 一言申し上げます。当省において、質疑者の意向の把握が十分でなく、さきの委員会において質疑者の意向に十分沿えなかつたことがありましたが、今後、答弁に当たっては副大臣、大臣政務官とともに十分留意するようにいたします。

以上です。

○委員長(中川義雄君) 山村振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長山岡賢次君から趣旨説明を聴取いたします。山岡衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員(山岡賢次君) たいだいま議題となりました山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

山村振興法は、山村地域における経済力並びに住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格

差の是正及び国民経済の発展を図ることを目的として、昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提出によって制定されました。

その後、数次にわたる改正を経て今日に至っておりますが、その間、本法による山村振興計画に基づき、産業基盤や生活環境の整備が推進され、山村地域の経済と住民福祉の向上が図られてきたところであります。

しかしながら、昨今の山村をめぐる状況は、人口の過疎化と高齢化の一層の進行、耕作放棄地の拡大、間伐等森林整備の遅れ等、依然として厳しいものがあります。一方、山村地域は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、憩いの場の提供等重要な役割を果たしており、このような役割に対し、国民の寄せる期待はますます大きくなつてきております。

このような状況にかんがみ、本案は、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本法の有効期限を延長するとともに、山村の当面する新たな情勢に対処して、山村振興対策の充実を図ることとしております。その主な内容は以下のとおりであります。

第一に、本法の有効期限を十年間延長して、平成二十三年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、都道府県知事が山村振興計画を作成する現行の制度を改め、都道府県が定めた山村振興基本方針に基づき、市町村が山村振興計画を作成することとしております。

第三に、山村における農林産物の製造、加工、販売及び都市との交流を促進するため、認定法人の事業範囲の要件緩和を行うこととしております。

第四に、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、医療の確保について配慮規定を拡充すること

もに、都市と山村の交流及び鳥獣被害の防止について新たに配慮規定を設けることとしております。

以上が本案の提案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(中川義雄君) たいだいま趣旨説明をいたしましたが、誤つて朗読したところがありますので。

○衆議院議員(山岡賢次君) 失礼しました。本法の有効期限を十年間延長して、平成二十七年三月三十一日までとすることとしております。済みません。

○委員長(中川義雄君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

山村振興法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。(賛成者挙手)

○委員長(中川義雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中川義雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。島村農林水産大臣。

○国務大臣(島村宜伸君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業及び漁業に関する制度金融は、経営改善に必要な資金等を円滑に融通することにより、効率的かつ安定的な経営の育成を図るものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、政府においては、地方の権限と責任を拡大し、歳入、歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとする平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、このような政府の方針を受け、農業近代化資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金について、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止し、これに伴う関係規定の整備を行うものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(中川義雄君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆) 業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「国の施策に準じて」を「その地域特性に準じて」に改める。

第六條第一項中「振興山村に係る山村振興に関する計画」を「振興山村の振興に関する基本方針」に、「振興山村に係る山村振興に関する具体的方針」を「振興山村の振興に関する基本的な方針」に改める。

第七條の次に次の一条を加える。

(山村振興基本方針)

第七條の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針(以下「山村振興基本方針」という。)を定めるものとする。

2 山村振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

二 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開發等産業の振興のための施策に関する基本的な事項

三 医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する基本的な事項

四 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する基本的な事項

3 都道府県は、山村振興基本方針を作成するに当たっては、振興山村を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、山村振興基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、

その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 前項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

第八條第一項中「都道府県知事は、前条第一項を第七條第一項に、「市町村長に協議し」を「市町村(以下「振興山村市町村」という。)は、山村振興基本方針に基づき」に、「主務大臣を「都道府県に改め、同条第二項を次のように改める。

2 振興山村市町村は、山村振興計画を定めたとときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。

第八條第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定により山村振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該山村振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

第九條の見出しを「山村振興指針の勧告」に改め、同条第一項中「山村振興計画」を「山村振興基本方針」に、「当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針」を「当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針」に、「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条第二項中「具体的方針」を「基本的な指針」に改める。

第十條第一項中「山村振興計画」を「山村振興基本方針及び山村振興計画」に改める。

第十二條第一項中「都道府県知事を「振興山村市町村」に改め、同項第一号中「次のを「森林等の保全に必要な次の」に改め、同項第二号中「前号の事業に併せて行う」を「農林業その他の地域産業の活性化に必要な」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第八項中「都道府県知事」を「振興山村市町村」に改める。

第十八條中「向上」の下に、「産業の振興」を、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加える。

第十九條中「配置」の下に、「医療機関の協力体制(救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。)の整備」を加える。

第二十一條の次に次の二條を加える。

(都市と山村の交流等)

第二十一條の二 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止)

第二十一條の三 国及び地方公共団体は、振興山村における生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣による被害の防止について適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第四條及び第五條の規定は、公布の日から施行する。

(山村振興計画に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の山村振興法(次条において「旧法」という。)第八條の規定により作成されている山村振興計画は、この法律による改正後の山村振興法(次条において「新法」という。)第八條の規定により作成された山村振興計画とみなす。

(保全事業等の計画に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に旧法第十二條第

一項の認定を受けている保全事業等の計画(その変更につき同条第五項の認定があったときは、その変更後のものは、新法第十二条第一項の認定を受けた保全事業等の計画とみなす。(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日

振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第一条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日

振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第一条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日

山村振興法
半島振興法

附則第十条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約九十億円の見込みである。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条中、「都道府県」の「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

農業近代化資金助成法

第一条中、「都道府県」の「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、

第四条を第五条とする。

第三条の三中「第三条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第四条とする。

第二条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業近代化資金助成法

第一条中、「都道府県」の「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第二条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業近代化資金助成法

第一条中、「都道府県」の「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第二条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業近代化資金助成法

第一条中、「都道府県」の「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第三条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

(漁業経営の改善及び再建整備に關する特別措置法の一部改正)

第三条 漁業経営の改善及び再建整備に關する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「大きい中小漁業者」の下に

「(前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営むものに限る。)」を加え、

前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては、及び

「その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては、その住所を管轄する都道府県知事」を削り、同条

第三項中「又は都道府県知事」を削る。

第八条第一項中「都道府県(、業種にあつては、当該及び。以下この項において同じ。)」を削り、「都道府県」を「当該法人」に改める。

第十五条第二項中「又は都道府県知事」を削る。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金助成法」に改める。

第七十七条中「のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金」を削る。

(農業近代化助成資金の設置に關する法律(昭和三十六年法律第二百三号)は、廃止する。

附則

第五条 農業近代化助成資金の設置に關する法律(昭和三十六年法律第二百三号)は、廃止する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 第五条の規定による廃止前の農業近代化助成資金の設置に関する法律(次項において「旧法」という。)第一条に規定する農業近代化助成資金(第三項において「資金」という。)の平成十六年度における増減及び同年度末における現在の計算書については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により財政融資資金に預託している現金がある場合における当該現金の払戻しについては、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、資金の廃止に關し必要な事項は、財務大臣が定める。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。